

中野区教育委員会会議録

平成30年第23回定例会

平成30年8月24日

中野区教育委員会

平成30年第23回中野区教育委員会定例会

○日時

平成30年8月24日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時28分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長職務代理 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当、学校・地域連携担当）

高橋 昭彦

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

指導室長 宮崎 宏明

教育委員会事務局副参事（子育て支援担当） 古川 康司

教育委員会事務局副参事（児童相談所設置準備担当） 神谷 万美

教育委員会事務局副参事（子ども特別支援担当） 中村 誠

教育委員会事務局副参事（保育園・幼稚園担当） 濱口 求

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 石原 千鶴

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長職務代理 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

5人

○議題

1 議決事件

(1) 第29号議案 中野区立小中学校再編計画（第2次）における通学区域変更の一部見直しについて

(2) 第30号議案 中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

○議事経過

午前10時00分開会

伊藤教育長職務代理

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第23回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、田中委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<議決事件>

伊藤教育長職務代理

まず、議決事件の1番「第29号議案 中野区立小中学校再編計画（第2次）における通学区域変更の一部見直しについて」及び「第30号議案 中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」を一括して上程いたします。

初めに、担当より議案の説明をお願いいたします。

副参事（学校・地域連携担当）

第29号議案及び第30号議案について、一括してご説明申し上げます。

本議決事件につきましては、7月20日の教育委員会での協議の結果により、議案を上程するものでございます。

それでは、初めに、第29号議案をご覧ください。

提案の理由でございますが、中野区立小中学校再編計画（第2次）における通学区域変更について、一部見直しが必要があるというものでございます。

補足資料の7ページ目をご覧くださいと思います。補足資料の下にページ番号が付してございますが、その7ページ目でございます。「上鷺宮一丁目、二丁目地区における通学区域の見直し」とございますけれども、現在、北中野中学校の通学区域としている図中のAと記した部分があると思いますが、その部分につきましては、第2次再編計画におきましては平成31年度から第八中学校の通学区域に変更する内容となっております。

この当該区域につきましては、地元の町会区域との関係性、また、幹線道路の横断の状況、また、現在指定校変更している児童の状況等踏まえまして、平成31年度以降も引き続き北中野中学校の通学区域とするとともに小中学校の通学区域の整合性を図るため、当該区域の小学校の通学区域を鷺宮小学校から上鷺宮小学校に変更するというものでございます。

議案のほうにお戻りください。議案の2ページ目となります。中野区立小中学校再編計画（第2次）における通学区域の見直し内容でございますが、一つ目として、第八中学校及び北中野中学校の通学区域の変更について、北中野中学校の通学区域のうち、西中野小学校の通学区域に当たる区域を第八中学校の通学区域に変更する。二つ目として、鷺宮小学校及び上鷺宮小学校の通学区域変更について、鷺宮小学校の通学区域のうち、上鷺宮一丁目及び二丁目に当たる地域を上鷺宮小学校の通学区域に変更する。以上が内容となります。

第29号議案の説明については、以上となります。

続いて、第30号議案をご覧ください。こちらは、中野区立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則に係る議案となります。

提案理由につきましては、区立小学校の再編等に伴い、通学区域を定める必要があるというものでございます。中野区立小中学校再編計画（第2次）に基づきまして、平成31年度より先ほどの第29号議案による変更を含めまして、大きく6つの通学区域の変更を予定しております。

補足資料を再びご覧いただきたいと思っております。1ページ目になります。一つ目の変更が、統合による通学区域の変更になります。中野第一小学校の通学区域ということで、桃園小学校と向台小学校の通学区域をあわせた形での変更を予定しております。

続きまして、2ページ目になります。これからは、小中学校の通学区域の整合性を図るための変更となります。まず、小学校の変更になります。

一つ目が、谷戸小学校と桃花小学校の通学区域の変更になります。該当部分は、図の上の部分になります。

二つ目の小学校の変更でございますが、先ほどの鷺宮小学校と上鷺宮小学校の通学区域の変更、第29号議案の関連部分でございます。

続きまして、3ページ目にお進みください。これからは中学校における通学区域の変更になります。その一つ目が、第五中学校、中野中学校の通学区域の変更になります。該当部分は、網かけの部分になります。

続きまして、4ページ目でございます。第八中学校、北中野中学校の通学区域の変更になります。該当部分は、同じく網かけの部分でございます。

続きまして、第四中学校、緑野中学校、中野中学校の通学区域の変更になります。

以上を反映しましたものが、議案のほうの2ページ目、別表の変更内容となります。

施行日につきましては、平成31年4月1日となります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

伊藤教育長職務代理

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

今の説明について、お聞きしたいことがあるのですが、鷺宮小から上鷺宮小への変更というA地区のことですけれども、この補足資料の説明によると、そもそも地域の方からこういった新しい通学区域であったほうが望ましいという要望が出ていて、今回改めてそれに応えたということなのでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

この第2次再編計画を決定した当時、意見交換会、また地域説明等を行ってございますが、そのときに地域性を考えた場合、今回、提案をさせていただく内容のほうが地域の実情に合っているというお声がありました。その当時にその意見を踏まえ、教育委員会に改めて説明し、協議をするということでお答えをしておりました。

その当時から現在まで、実際の協議は行われていなかったということで、改めてこの通学区域を平成31年度から変更するため、今回、協議をさせていただいているということで、もともとの声につきましては地域の方々、また関係するの方々のご意見によるものでございます。

田中委員

では、もともとあった地域の方々の声に応じて、こういった形になったということでもよろしいわけですね。

それと、もう一つ、これにあわせてなのですから、北中野中から八中への変更する部分についても、やはり同じように地域からのそういった要望が出ていた案件なのでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

そういう意味では、通学区域の変更ということに伴っては、様々なご意見ございました。この第2次再編計画、決定する際にはご意見を承りまして、ご説明し、地域のほうにも出向いてご説明させていただき、ご理解をいただいたというところでございます。

今回のAの部分につきましては、その中で、今後改めて協議するという、別の扱いにするということで取り扱いをしておりました。ほかのところにつきましては、再編計画の内

容で進めるということでご理解をいただいたというところでございます。

伊藤教育長職務代理

ほかにございませんでしょうか。

渡邊委員

通学区域の変更については特に問題になるというよりも、新しく学校をつくっていく上で、その整合性を保つためにある程度仕方がないのではないかなど。そして、生徒数を確保できるか。我々としては、きちんとその地域に関して、学校を中心にして通学区域が広がって、そしてその学校ごとにばらつきがない生徒数がある程度想定することが、まずきちんとできていますかということ。区域をただ面積だけで分けると、生徒数にばらつきがでて、例えば、駅前だと非常に人が多かったけれども、地方だったら少ないとなると、学校内のばらつきなんかはしっかり検討されていたかということ。そこだけはまず1点確認させていただきたいのですけれども。

副参事（学校・地域連携担当）

考え方としては、学校の規模と適正な配置、また、よりよい教育が行える学校環境を整えるという観点で再編のほうは検討されてきたということで認識しておりますし、現在もその考えは変わらないところでございます。

第2次再編計画を検討した当時、これが最適であろうというところで案をつくり、説明をし、固めてきたものでございます。

ただ今後、これがずっと固定的な話なのかということにつきましては、当然、時代とともに人口、また地域の事情も変わってくるところはあると思われまますので、適宜、検証また、実態を踏まえた見直し、その観点も持ち続ける必要はあると思っております。

渡邊委員

ありがとうございます。今の考え方、小学校のほうで一部、定員がかなり膨らんだりする状況下においては、やはり柔軟に学区域を調整するという形も教育を受ける環境ということでは大切かなど。

もう1点なのですけれども、ここでもう一つ重要なことは、今、学校で来年度から区域が変わると、当然、兄弟がいるとか、同じ学校にいた人とか幼稚園で友達だったとか、1年ごとに学校が変わってしまうとか。これは決していいとか悪いとかいうわけではなくて、ある程度の事情に対応できるだけの方策がありますかということになります。それなりの家庭の事情、その他等に影響を受けるところで、指定校変更は基本的には認めてはいない

と思うのですけれども、そういったある一定の事情をもって柔軟に対応できる施策はとつていますかということで、確認させていただきたいのです。

副参事（学校・地域連携担当）

原則は通学区域もより指定された学校に通っていただくということになりますが、委員のおっしゃるような様々ご事情がある場合には、その対応ができるようにということで、ルールを設けた上で指定校変更の申請、承認ができるように制度を整えてございます。

渡邊委員

ありがとうございました。

小林委員

これについては、もう何度か協議を重ねてきています。若干、例えば個別に見ると、北中野中学校の規模がどうかとか、いろいろな課題も見え隠れいたしましたけれども、ある程度、様々な状況からすると、こういう形に変えていくのが妥当なのかなとは思っています。

今、渡邊委員からもお話があった指定校の変更に関して、学区域の弾力化に伴って、大体现状では中野区ではどれぐらいの割合でそういったものを認めているのか。大体でいいのですけれども、もし、教えていただければありがたいと思います。

副参事（学校教育担当）

指定校変更の基準がございまして、健康への配慮でありますとか、通学への配慮等ありますけれども、大体1割弱といったところが現状ではないかとは思ってございます。

小林委員

そういった幾つかの制度で、現状でもそういったものが認められているということで。これはただ厳しくしましよとか緩くしましよではなくて、個別の状況、いろいろな教育的な配慮というのがあると思いますので、これからもしっかりとそういったものを有効活用しながら、子どもたちにとって学びの場をより適切に提供していくということを、ぜひ心がけていただきたいと思います。

以上です。

伊藤教育長職務代理

最後に、私からも発言します。

今、いろいろとお話が出たことはどれも大事だと思っております。特に、適正な学校規模というのが出されていると思うので、おそらく中学校で4学級ぐらいとか、小学校で何

学級ぐらいというのがあると思いますので、それをあまりにも上回らないと同時に、どこかに行ってしまったことでどこかが小さくなり過ぎないとか、その調整がとても難しいと思うのですが、現場が混乱しない範囲でこれまで続けてきた教育活動も鑑みながら、これからも柔軟に考えていただけるといいかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。要望です。

ほかに、よろしいでしょうか。

ほかに質疑がなければ、質疑を終結したいと思います。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

初めに、ただいま上程中の第 29 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤教育長職務代理

ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、上程中の第 30 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤教育長職務代理

ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

<委員活動報告>

伊藤教育長職務代理

次に、報告事項ですが、委員活動については事務局からの報告はございませんが、各委員から活動報告がございましたらお願いいたします。

では、私から 1 件報告をさせていただきます。

教育委員としての活動ではなかったのですが、ニューヨークのスクールカウンセラーのインターン生と活動しました。その中で特に思いましたのは、前も報告したかもしれませんが、特に異文化の人たちというか、いろいろなルーツを持つお子さんが日本でも多いので、そういう文化的なことについての対応もこれからますます重要だと思いました。

それからもう一つは、やはり日本の学校が蓄積してきたノウハウというのもすごくあるなと思ひまして、また同時に、それが特別支援教育等につきましてもいろいろな認識が社

会的にも変わってきていて、日本の学校も残していきたい大事な部分と上手に変わってきた部分というか、適切に変わってきた部分があることを再認識いたしました。

その中で、これから特別支援ですとか海外にルーツのある方とか、そういったことについてもますますいろいろと配慮が必要かなと思いますので、いろいろな知見を取り入れながら学校が変わっていく部分も大事に、サポートができるといいのではないかなと思います。日本の学校もすごく頑張っているということを思いました。

以上です。

ほかに報告事項はないようなのですが、あとは事務局のほうからありますでしょうか。

副参事（学校教育担当）

私から2件、口頭にて報告をさせていただきます。

1件目は、今年度の海での体験事業の実施結果について、ご報告をさせていただきます。今年度の海での体験事業につきましては、7月21日から8月6日までの間に、2泊3日を全8クール予定しておりましたが、台風の影響によりまして7月27日から29日までの第4クールにつきましては中止いたしました。

その結果、全7クール実施いたしまして、参加者は262名でした。なお、第4クルールの参加申込者42人のうち20人は、他のクールへ振りかえて参加いたしました。

今年度から会場を千葉県の大湊海岸に変更し、実施しております。昨年度までの静岡県大瀬海水浴場に比べ、広い海岸で子どもたちも思い切りプログラムに取り組んでおりました。来年度以降、この海岸に適したプログラムの開発や、対象学年の拡大等、実施変更を検討いたしまして、さらに充実させていきたいと思っております。

2件目でございます。軽井沢少年自然の家の休館について、ご報告いたします。10月29日（日）から、11月11日（日）までの間、野外排水ますの改修工事のため、軽井沢少年自然の家につきまして休館いたします。

このことにつきましての広報ですが、軽井沢少年自然の家のホームページに掲載しているほか、10月5日号の中野区報に掲載する予定です。

私の報告は以上でございます。

伊藤教育長職務代理

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

8月6日まで海での体験学習をやっている、8月5日に岩井海岸の花火大会があってそれが見られて。天気もよくて非常によろしかったと。私も事情があってそこを見に行っていたのですけれども、プライベートだったものですから、お邪魔をしてはいけないなと思って遠目で確認させていただきました。

前回、海の体験学習の視察で訪れたときに、区の旗が立っていないと言っていたのですけれども、今回は中野区の旗がなびいておりましたので、ご報告させていただきたいと思えます。

小林委員

前にも確認しましたが、軽井沢の工事については移動教室等の影響は受けないということによろしいでしょうか。

副参事（学校教育担当）

その期間は移動教室等ございませんので、影響はございません。

小林委員

ちょうど夏季休業中の学校のプールの指導に関しては、熱中症対策でかなりこの委員会でも話題に上がりましたが、今、また後半に計画している学校もあると思うのですが、つかんでいる範囲の中で最近の状況を、何かここで報告すべきことがあればお話しただければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

指導室長

8月上旬まで、水泳指導が行われておりましたが、その間は特に問題等は起こっておりません。大体、小学校だと3クールぐらいやっていることが多いのですが、3クール目は午後のちょうど一番暑くなる時間に当たりますので、学校によっては中止されたという報告を受けております。事故等は一切受けておりません。

それから後半、これからまたそろそろ始まっていく時期なのですけれども、ちょうど東京都からもまた注意喚起の通知が来ましたので、あわせて学校のほうには通知を出したいと思っております。

小林委員

都から来た通知の概要というのはどういうものでしょうか。

指導室長

まず、今までと同じように、運動時における気温等をよく鑑みて判断するようということと、以前にも問題になりましたけれども、始業式とかを行う場合には、なるべくエア

コンのきいた部屋等で柔軟に行うようにとか、それから子どもの健康観察をしっかり行うようにとか、そういうものでございます。

小林委員

今回のこの暑さという、今年はこのほか尋常でない状況がありました。都内でも、区市によっては教育委員会が全面的に夏のプール前半は中止するという、そういったところも聞いておりますので、今後また、どのような天候になっていくかという推移を見守りながら、ぜひしっかりとした対応を続けていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

渡邊委員

今の熱中症の話で、私、都立高校の産業医もさせていただいておまして、昨日なのですけれども、労働安全衛生委員会というのを法律で決められているのでやらなくてはいけないのです。そこに参加して、熱中症対策というお話を伺っていました。そして、東京都のから、気温 35 度で、先ほど指導室長が「なるべく」ということだったのですけれども、気温が高いときには集会についてはエアコンのないところでやるなど。そういう指導だったのかなと思っていたのですけれども。

それと、そちらのほうは構わないのですけれども、その高校のプールは 33 度ぐらいにまで水温が上がったそうなのです。気温がどうしても、33 度で泳ぐというのはいかがなものかと。そういう形で、水泳の部活動を中止するかどうするかわからなかったという、そういう話を伺って。結局、33 度では泳げないので、もうやめましたと言っていたのです。

その基準が今まで示されていないのですけれども、これからも柔軟に対応してほしいなというのと、東京都のほうからだったと思うのですけれども、水泳の休憩は屋根のあるところという指示が出たのですけれども、どこにも屋根がないのです。みんなパラソルでも立てるのかしらと、そういう形を思ったのですけれども、そういった指導みたいなのが出ていたのです。「木陰で休憩すること」と。木陰がないのですけれどもというところなのですけれども、そのあたり、小中学校での対策とか何か検討されましたか。

指導室長

施設のなところはなかなか難しいところがありますので、今、おかれている施設でやらなければいけないのですけれども、小学校としましては、例えばホースで水をまくとか、コンクリートのところもホースで水をまくと多少気温等が下がりますので。あと、時間等を調整して、ずっと炎天下にいないような配慮はしていただいているところでございます。

渡邊委員

水泳に限らずどこでもそうなのですけれども、プールとなると木陰というのは不可能に近くて。今後、設備のほうでそういった部分を一部つくらざるを得ないのでしょうか、どうなのでしょうかと、少し疑問を感じたところです。やはり、事故の起きないように、今の現時点での状況下で工夫してやっていただきたいなと思います。これも要望ですので、事故のないようによろしく願いいたします。

伊藤教育長職務代理

ほかにございませんでしょうか。

私からも、要望になりますが、今、学校が始まる期間の1週間とか10日前ぐらいになっていると思いますので、9月になったら生存確認みたいなことが最近すごく言われたりもしていますけれども、確かに、またこの時期ウォーミングアップで先生も生徒たちも、児童たちもいい形で今度の学期を迎えるという準備期間にだんだん差しかかっているかなと思いますので、どうぞ学校へのサポートをお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにありますでしょうか。

それでは最後に、事務局から次回開催について報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

次回開催でございますが、次週8月31日金曜日、10時から、当教育委員会室にて予定してございます。

以上でございます。

伊藤教育長職務代理

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって、教育委員会第23回定例会を閉じます。ありがとうございます。

午前10時28分閉会